



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 902 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) ..... 1
- 903 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) ..... 2
- 904 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 2
- 905 " ( " ) ..... 2
- 906 " ( " ) ..... 2
- 907 " ( " ) ..... 3
- 908 " ( " ) ..... 3
- 909 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) ..... 3
- 910 " ( " ) ..... 4
- 911 " ( " ) ..... 4
- 912 保安林の指定施業要件変更予定 ( " ) ..... 4
- 913 " ( " ) ..... 5
- 914 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 5
- 915 公共測量の実施 (技術調査課) ..... 6
- 916 随意契約の相手方の決定 (警察本部) ..... 6

### ○ 警察本部告示

- 12 和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ..... 7

### ○ 公告

- 和歌山県和歌川河川公園における指定管理者の募集 (河川課) ..... 9

### ○ 監査公表

- 監査公表第16号 ..... 11

### ○ 諸報

- 入札公告 (警察本部) ..... 16

### ○ 正誤

- 平成30年3月14日付け和歌山県報号外(2)和歌山県規則第10号中 ..... 19

## 告 示

### 和歌山県告示第902号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの	指 定	指 定 の 有効期間の

者番号	又は氏名			種類	年月日	満了の日
30717009 20	株式会社一	ここあケアセンター	和歌山県紀の川市貴志 川町前田570番地8	訪問介護	平成 30.8.1	平成 36.7.31
30717009 38	医療法人稲穂会	ヘルパーステーショ ン瑞穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	訪問介護	平成 30.8.1	平成 36.7.31
30717009 46	医療法人稲穂会	デイサービスセンタ ー瑞穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	通所介護	平成 30.8.1	平成 36.7.31

## 和歌山県告示第903号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30617900 97	医療法人稲穂会	訪問看護ステーション瑞穂	和歌山県紀の川市粉河 775-1	訪問看護  介護予防訪問看護	平成 30.8.1  平成 30.8.1	平成 36.7.31  平成 36.7.31

## 和歌山県告示第904号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310 186	らぼとび〜	紀の川市桃山町 調月116番8	生活介護 就労継続支援 B型	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ 町佐野677-1	平成 30.8.1

## 和歌山県告示第905号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400 631	あすの実	海南市阪井488- 1	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成 30.8.1

## 和歌山県告示第906号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400649	デイサービスセンター南風園	海南市木津233番地の40	生活介護	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.8.1

#### 和歌山県告示第907号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700865	ここあケアセンター	紀の川市貴志川町前田570番地8	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	株式会社一	紀の川市貴志川町前田570番地8	平成30.8.1

#### 和歌山県告示第908号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300236	訪問介護サービス千寿	新宮市下田二丁目2-33	同行援護	特定なし	有限会社千寿	新宮市下田二丁目2-33	平成30.8.1

#### 和歌山県告示第909号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 紀の川市下鞆字彦谷2046の16
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第910号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町能城山本字高野1182から1184まで、1184の1、1185、1186

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第911号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町赤木字下野148、152、155、157から159まで、164、167、179、180、2118

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第912号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第913号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第915号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 平成30年8月9日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

#### 和歌山県告示第916号

紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
紀州NET端末等更新委託及び機器賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年6月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース・FNETSコンソーシアム  
（代表者）富士通リース株式会社  
東京都千代田区神田練塀町3番地  
（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社  
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
432,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額32,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22

年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年8月10日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 購入物品の名称及び数量

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器 一式

##### (2) 購入物品の仕様等

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年8月10日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る購入物品と同種の売買契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目  
ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年8月10日（金）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年8月10日（金）から同月28日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

##### (2) 日時

平成30年8月23日（木）午後1時30分

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年8月10日（金）から同年9月4日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年9月4日（火）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成30年9月11日（火）までに通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年9月14日（金）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年9月20日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

## 公 告

県が設置する和歌山県和歌川河川公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県和歌川河川公園
- (2) 所在地 和歌山市島崎町、新堀東、宇須及び塩屋地内
- (3) 規模等 面積71,859㎡

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総

額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成30年8月10日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階

### (2) 現地説明会

ア 日時 平成30年8月27日（月）午前10時

イ 場所 和歌川河川公園及び管理事務所  
和歌山市塩屋一丁目6番地

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成30年8月27日（月）から同年9月3日（月）まで

イ 回答日 平成30年9月7日（金）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月10日（月）から同月24日（月）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月頃

7 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年8月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好

和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成30年6月7日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

山下直也（以下「山下議員」という。）に対し金77,905円の損害賠償請求あるいは返還請求をせ

よとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 山下議員

同人は、2013年度当時の和歌山県議会議員であり、2013年度に受領した政務活動費の一部を違法・不当に支出している相手方である。

イ 政務活動費（公金）の受領及び支出

山下議員は、2013年度において、法第100条第14項から第16項まで及び、和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）の規定に基づき受領した政務活動費から、政務活動費としてはおよそ充てることのできない経費に違法・不当に支出している。

ウ 違法不当支出

山下議員は、次の各経費を支出したとして領収書の写しを添付し、政務活動費から合計77,905円を支出している。

(ア) 平成25年4月10日付け金額52,600円（但し書き4/2から3東京行JR+宿泊費として）の旅行会社の領収書（但し政務活動費の充当額は14,105円）

(イ) 2013年4月2日付け金額7,000円（但し書き御飲食代）の和歌山市内のホテルの領収書（なお、按分の規定に応じて、夜の5,000円を計上したとする記載あり）

(ウ) 平成25年6月3日付け金額53,800円（但し書き6/7から8東京1泊2日旅行代金として）の旅行会社の領収書

(エ) 2013年6月7日付け金額6,926円（但し書き御飲食代として）の和歌山市内の飲食店の領収書（なお、按分夜5,000円とする記載あり）

しかし、前記各経費を政務活動費から支出することは次のとおり違法・不当である。

前記（ア）と（イ）について、前記（ア）からすると、4月2日の夜は東京で宿泊していることになる。

一方、前記（イ）からすると、同じ4月2日の夜に和歌山市で飲食していることになる。

そうすると、4月2日の同じ夜に山下議員は、東京で宿泊し和歌山市で飲食していたことになる。しかし、そのようなことは不可能なことである。

このような不可能な支出を裏付ける2件の領収書には信憑性がなく、2件の支出は認められない。支出が認められない以上、政務活動費から支出することは違法・不当である。

前記（ウ）と（エ）について、前記（ウ）からすると、6月7日の夜は東京で宿泊していることになる。

一方、前記（エ）からすると、同じ6月7日の夜に和歌山市で飲食していることになる。

そうすると、6月7日の同じ夜に山下議員は、東京で宿泊し和歌山市で飲食していたことになる。しかし、そのようなことは不可能なことである。

このような不可能な支出を裏付ける2件の領収書には信憑性がなく、2件の支出は認められない。支出が認められない以上、政務活動費から支出することは違法・不当である。

エ 不当利得と県の損害

山下議員は、上述したとおり政務活動費を違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

オ 仁坂吉伸知事の怠る事実

仁坂吉伸知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず

らず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

#### カ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

#### (3) 求む意見具申

請求人らが市民オンブズマン活動の一環として、和歌山県議が支出した2013年度政務活動費において、是正を求める公開質問状や住民監査請求を行ってきたところ、私達の違法・不当支出だとする指摘を争わずに返還に至ったケースが存する。

以上の状況に鑑みれば、政務活動費の支出に不適切な支出が蔓延している疑いは十分にある。

そういうことから、監査委員に、本件支出のみの監査にとどまらず、全ての議員の政務活動費支出について、知事に対し、外部の弁護士等を含む第三者機関を立ち上げて、監査をするよう意見具申を求める。

#### (4) 議員のうちから選任された監査委員（以下「議選監査委員」という。）2人の回避の申立て

##### ア 申立ての趣旨

本件の監査から議選監査委員2人を回避させること。

##### イ 申立ての理由

2人の議選監査委員は、本件相手方である山下議員と同じ議員であり、かつ、自由民主党県議団という同じ会派に所属する仲間であった（現職らは今も同じ会派）。そういう関係にある以上、仲間のことを有利に解釈することは一般的に思料できる。

本件は政務活動費支出が対象であるところ、議選監査委員2人も、政務活動費を受領し支出しており、政務活動費の使途の基準や考え方は、議選監査委員らにも間接的に影響を受ける関係にある。そういう関係上、使途が幅広く許容されるように解釈することは一般的に思料できる。

よって、2人の議選監査委員が本件監査を行うことは公正ではないので、本件監査から回避させるべきである。

#### (5) 添付された事実証明書

本件政務活動費に関する山下議員の収支報告書及び領収書の写し

### 第2 監査委員の除斥要件

本件請求に際して、議選監査委員2人の本件監査からの回避を求める旨請求人から申立てがあったが、本件政務活動費に関する不当利得返還請求権の有無については、議選監査委員である中村裕一委員及び中本浩精委員に直接の利害関係のある事件ではなく、法第199条の2の規定による除斥要件には当たらないため、両委員は本件監査を行った。

### 第3 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成30年6月15日に受理を決定した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

議会事務局

#### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成30年7月5日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、「住民監査請求書」に記載した請求の理由に加えて、次の理由を追加する陳述があ

った。

本件2件の要請陳情等活動費が仮に「東京への1泊2日の旅行代あるいは宿泊代」だったとしても、「東京」のみでは、いかにも広すぎるし、要請陳情等活動のために支出されたことはもとより、調査研究に資するために支出されたことが一切うかがえず、本件条例の趣旨・目的外支出と解すほかなく、当該支出は違法・不当である。

また、本件2件の会議費が仮に支出されていたとしても、会議の場所が和歌山市内のホテル及び飲食店であることからすれば、いずれも一般的に飲食・飲酒する場所と解されるところ、社会通念上「県政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所とは解されず、支出金額を考え合わせると、そもそも飲食等を楽しむこと自体を主たる目的としていたと推認できる。加えて、調査研究に資するための会議費に支出されたことが一切うかがえず、かつそのような場所で行うことが必要だったことの特段の事情もうかがえず、本件条例の趣旨・目的外支出と解すほかなく、当該支出は違法・不当である。

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

### 2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について確認した。

#### (1) 制度の概要

政務活動費は、平成24年の法改正により、議員活動の活性化を図ることを目的として、従来の「政務調査費」の対象経費の範囲などが見直され、その名称も改められて制度化された。法第100条第14項から第16項までは、以下のとおり定めている。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（法第100条第14項）。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条第15項）。

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする（同条第16項）。

本県においても、この法改正を受け、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第34号）」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）に、「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」を「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年4月から新たに政務活動費として交付している。

条例及び規程は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関する必要な事項を定めている。

議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「要請陳情等活動費」の内容は「議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費」であり、「会議費」の内容は「議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費」又は「団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」である（条例別表第2）。

議員は、政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付して毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出しなければならない（条例第11条第1項及び第4項）。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。

知事は、議員が交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（条例第10条第4項）。

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程第6条）。

## (2) 本件経費に関する運用基準

本県の政務活動費制度においては、他の都道府県議会の取扱い等を考慮して作成された「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）を運用基準としている。

手引では、各経費の範囲について「対象となる経費の例示」、「留意事項」等を定めており、要請陳情等活動費の対象となる経費として「国の機関及び国会議員等への要請陳情活動費」を例示し、要請陳情の留意事項として「予算獲得や県政の課題解決のための要請陳情等を対象とする」と定めている。

また、会議費の対象となる経費として「勉強会、打合せ会議、会合、式典等の開催及び参加費」を例示し、各種会議の留意事項として「勉強会、政策立案のための会議のほか、各種打合せ会議、各種会合、式典などを含む」と定めている。

## (3) 議会事務局における本件政務活動費の確認

本件監査において、平成25年度政務活動費に関する当時の議会事務局の確認状況について聴取したところ、同事務局からは次の説明を受けた。

条例の規定に基づき交付した本件政務活動費について、毎年度4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出され、議会事務局は当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認し、内容が明確でないものについては、各議員に再度確認していた。議長はこの収支報告書の写しを知事に送付し、知事は収支報告書を精査した上で額の確定を行っていた。

また、本件政務活動費の支出について、議会事務局は次のとおり確認していた。

4月分の支出については、4月1日夜の和歌山市内のホテルでの会議の飲食代金を会議費として、2日から3日の東京都での「県の政策に関する事」のための旅行代金を要請陳情等活動費としてそれぞれ政務活動費に計上したものである。

また、6月分の支出については、6月7日夜の和歌山市内の飲食店での会議の飲食代金を会議費として、その後和歌山市から東京都に向かった「県の政策に関する事」のための旅行代金を要請陳情等活動費としてそれぞれ政務活動費に計上したものである。

なお、本件会議費のうち4月2日付けの飲食代金の領収書については、東京都へ出発する前日の4月1日に開催された会議の領収書を4月2日に受領したものであること、6月の領収書については、和歌山市内での会議の後東京都へ向かったものであることを、それぞれ本件住民監査請求後に議会事務局は再確認している。

## 第6 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の理由として特に次の点を主張している。

本件政務活動費収支報告書に添付された領収書によると、東京で宿泊した夜に和歌山市の会議で飲食していたことになる。このような不可能な支出を裏付ける領収書に信憑性はなく、本件支出は認められない。

また、仮に本件支出が東京への旅行代金及び和歌山市での飲食代金だったとしても、調査研究に資するために支出されたことが一切うかがえず、本件条例の趣旨・目的外支出と解すほかなく、当該支出は違法・不当である。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

政務活動費制度の前身である政務調査費制度における収支報告について、最高裁判所平成21年12月17日判決（以下「判例」という。）によれば、「これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない」とされている。そして、この制度趣旨については、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるもの」であり、加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とされているところ、こうした趣旨は政務活動費制度においても同様であると解される。

上記判例で判示された制度趣旨を踏まえ、本件支出について監査で確認した事実を検討する。

4月分の支出について、山下議員は、1日夜の和歌山市内のホテルでの会議の飲食代金及び2日から3日の東京都での「県の政策に関する事」のための旅行代金をそれぞれ政務活動費に計上していたのであるから、請求人が主張するように「東京で宿泊した夜に和歌山市の会議で飲食していた」ものではなく、当該支出は不可能ではない。

また、6月分の支出については、7日夜の和歌山市内の飲食店での会議の飲食代金及びその後和歌山市から東京都に向かった「県の政策に関する事」のための旅行代金をそれぞれ政務活動費に計上していたのであるから、請求人は「東京で宿泊した夜に和歌山市の会議で飲食していた」ことが不可能であると主張するが、この主張は自らの見解を述べるに止まり、これを裏付ける証拠は見受けられず、本件監査での収支報告書等の記載の確認や議会事務局の説明聴取からも、当該支出が明らかに不可能である事実は認められない。

さらに、山下議員は、本件条例の規定に基づき、本件支出に係る領収書の写しを添付して収支報告書を議長に提出し、会議の飲食代金を会議費として、東京都での「県の政策に関する事」のための旅行代金を要請陳情等活動費として、それぞれ政務活動費に計上していたのであるから、請求人は本件支出が条例の趣旨・目的外支出であると主張するが、この主張も自らの見解を述べるに止まり、これを裏付ける証拠は見受けられない。加えて、以上の本件監査での収支報告書等の記載の確認や議会事務局の説明聴取を上記判例に照らしたところ、当該支出が明らかに目的外である事実は認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

## 諸 報

### 入 札 公 告

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年8月10日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成30年度

##### (2) 購入物品の名称及び数量

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器 一式

- (3) 履行期限  
平成31年8月16日
- (4) 購入物品の仕様等  
和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり。
- (6) 入札金額  
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成30年和歌山県警察本部告示第12号に規定する和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器購入の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) 期間  
平成30年8月10日（金）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の（1）に同じ。
- イ 期間  
3の（2）に同じ。
- (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年8月10日（金）から同月28日（火）までの間に会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時  
平成30年8月23日（木）午後1時30分
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室8
- イ 入札日時  
平成30年9月25日（火）午後1時30分
- ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により、平成30年9月21日（金）午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場

所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

要

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Wakayama Prefectural Police Helicopter Television System, 1 unit

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Tuesday 25 September 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Friday 21 September 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120

正 誤

正 誤

平成30年3月14日付け和歌山県報号外(2)和歌山県規則第10号中

ページ	誤	正
5	条例第5項第5号	条例第5条第5号